

2017.12.01

PL レポート(製品安全) <2017 No.9>

■ 「PL レポート (製品安全)」は原則として毎月第 1 営業日に発行。製造物責任 (Product Liability: PL) や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

国内トピックス：最近公開された国内の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会が、遊戯施設転落事故の調査報告書を公表 (2017 年 10 月 25 日 社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会)

10 月 25 日、社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会 (※1) は、平成 29 年 6 月 22 日北海道で発生した遊戯施設から小学生が転落した事故の調査報告書を公表しました。本落下事故は、本遊戯施設の最後部に座っていた小学生が当初両手でつかんでいた安全バーから右手を離した際に、体勢を崩して安全バーから体がすり抜け、本遊戯施設の停止時乗降ホーム (プラットホーム) へ転落したものでした。

本遊戯施設は、舟型をした前後に振り子のように動く乗り物で、振り幅は前後それぞれ最大 60 度、客席最後列では 75.57 度となる乗り物で、5 名掛けの長椅子を 5 人共用の安全バーで身体を支える構造となっており、降ろした安全バーで乗客の体を完全に固定するものではなく、基本的には乗客がつかんで使用するものでした (客席の背もたれと安全バーの間隔は 520mm)。

本報告書では事故原因として以下の 2 点に整理しています。

- ・被害者が安全バーをすり抜け、座席部分から床面に滑り落ちたのは、乗客がバランスを崩し、正常姿勢を維持できなくなった場合において、乗客が座席部分から滑り落ちることを防止する構造となっていなかったため
- ・被害者がプラットホームに転落したのは、座席部分から滑り落ちることを防止する構造となっていないにも関わらず、床面の真横に乗降口があり、その箇所には扉等も設置されておらず、客席外部への転落を防止する構造となっていなかったため

本遊戯施設においては本事故を受け、下記 3 点の再発防止対策を実施したことが、本報告書で報告されています。

- ・運転室から見て奥側の乗降口には、客席床面から高さ 550mm の柵を設置するとともに、手前側の乗降口には、客席床面から高さ 200mm のステップを設置し、乗客がバランスを崩した場合でも、体が客席部分より外に出ないようにした。
- ・上記にて追加したステップにより、客席部分への乗り込み時における乗客のつまずきを防止するため、プラットホームに高さ 225mm×幅 400mm の台座を設置した。
- ・座席部分に滑り止めシールを設置した。

遊戯施設における安全確保は、製造者及び遊戯施設の所有者のそれぞれにおいて、関連法令を遵守するとともに、利用者の体格や身体能力を勘案したリスク低減策を講じていくことが求められます。さらに、効果的な安全対策を検討・実施するにあたっては、必要な情報 (事故情報、リスク評価方法、リスク評価情報、安全対策の効果等) を双方で共有し、連携して安全対策を講じていくことが重要となるといえるでしょう。

- ＊ 1 社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会：国土交通省の社会資本整備審議会に属する事故調査委員会。本部会の事故調査報告書における意見は、法律に基づく関係行政機関に対する意見として位置づけられている。

都内エレベータ死亡事故をきっかけに国土交通省が 2009 年 2 月に社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会に発足させた「昇降機等事故対策委員会」を前身とする。2010 年 12 月に社会資本整備審議会の「昇降機等事故調査部会」に昇格し、建築基準法対象外の道路工作物や鉄道駅構内に設ける昇降機も調査対象とし、本部会が承認した事故調査報告書を直接審議会の報告書としている。

出所：

遊戯施設に係る事故調査報告書の公表について

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000687.html

○「第 11 回製品安全対策優良企業表彰（PS アワード）」受賞企業・団体を発表しました（経済産業省）

11 月 7 日、経済産業省は「第 11 回製品安全対策優良企業表彰（PS アワード）」受賞企業・団体を発表しました。

本年度応募した企業・団体の製品安全への優れた取組について審査の結果、以下 11 の企業・団体の受賞が決定しました。

<製造事業者・輸入事業者部門>

部門	受賞企業
大企業 製造事業者 ・輸入事業者部門	経済産業大臣賞：YKK AP 株式会社
	技術総括・保安審議官賞：日立アプライアンス株式会社
	優良賞（審査委員会賞）： パナソニック株式会社 アプライアンス社 ランドリー・クリーナー事業部
	優良賞（審査委員会賞）：不二サッシ株式会社
	優良賞（審査委員会賞）：株式会社ワコール
中小企業 製造事業者 ・輸入事業者部門	経済産業大臣賞：アキュフェーズ株式会社
	技術総括・保安審議官賞：山本光学株式会社

<小売販売事業者部門>

部門	受賞企業
中小企業 小売販売事業者部門	技術総括・保安審議官賞：株式会社大一電化社
	技術総括・保安審議官賞：奈良日化サービス株式会社

<上記以外の団体・企業部門>

部門	受賞企業
団体部門	特別賞（審査委員会賞）：消費者行政充実ネットちば
企業部門	特別賞（審査委員会賞）： 株式会社セブン&アイ・ホールディングス

経済産業省 HP より

本表彰は、2007 年(平成 19 年)に創設され、製品安全に積極的に取り組んでいる製造事業者、輸入事業者、小売販売事業者、各種団体を広く公募し、厳正な審査の上で、「製品安全対策優良企業」として表彰するものです。本表彰では、各企業が製造・輸入・販売している製品自体の安全性について評価されるのではなく、製品安全活動について評価されます。

経済産業省の同表彰の HP (http://www.meti.go.jp/product_safety/ps-award/index.html) 上では、これまでの受賞企業の受賞理由が掲載されています。事業者において、製品安全実現に向けた取組を推進していく上でこれらの情報は参考になるものといえます。参考するに際しては、同業他社、事業規模に関係なく、好取組のエッセンスを整理・分析し、自社の取組に反映していくことが望まれます。

出所：

経済産業省のプレスリリース

<http://www.meti.go.jp/press/2017/11/20171107003/20171107003.html>

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○米国家道路交通安全局とメリーランド州が共同で自動車のリコール改修率を上げる取組を実施
(2017 年 10 月 27 日 米国家道路交通安全局、メリーランド州)

米国家道路交通安全局(National Highway Traffic Safety Administration; NHTSA)は 10 月 27 日、メリーランド州と共同で自動車のリコール改修率を上げる取組を行うと発表しました。

米国では自動車のリコールにおける改修率は 7 割に留まっており、タカタ製エアバッグのリコール問題も相まって、いかにリコール改修率を高めるかが NHTSA の優先課題の一つとなっていてところ、今回、2016 年に施行されたアメリカ陸上交通修復法(Fixing America's Surface Transportation Act; FAST Act)の補助金 222,300 ドル(約 2,500 万円)を用い、メリーランド州にて改修率を上げるためのパイロット事業が行われるとのこと。

本事業は、メリーランド州において、2018 年 4 月より自動車登録更新の際に、州内の所有者またはリース契約者に対し、重要なリコール情報(欠陥の内容やリコール理由も含む)を提供するとともに、ディーラー等で改修を速やかに行うべきであることを伝達するもので、2 年間の実施を予定されています。その後、評価結果を同州が整理し、NHTSA に報告するとしています。

NHTSA は 2016 年にも、リコール改修率を高めるべく「Safe Cars Save Lives(安全な車は命を救う)」というキャンペーンを行っています。消費者に自分の車がリコール対象車であることを繰り返し伝えることによって消費者の注意を促すとともに、リコール車輛を改修せずに放っておくと危険であること、等を伝えることによって、消費者自らがリコールに積極的に対応することを期待しているものと思われます。

日本においては、国土交通省が今年 3 月に発表したレポートによると、平成 27 年にリコールの届出がされた車輛の改修率は、平成 28 年 3 月末時点で約 54%であり、平成 25 年に届出されたものでも同月末時点で 91%に留まっています（*1）。米国ほどではないにしろ、日本でもさらなる改修率の向上は望まれるところです。

日米で事情は異なると考えられますが、メリーランド州におけるこの取組が改修率向上に効果があるかどうか、注目に値するといえるでしょう。

出所：

NHTSA のプレスリリース

<https://www.nhtsa.gov/press-releases/us-dot-and-maryland-mva-collaborate-improve-recall-remedies>

*1 「平成 27 年度リコール届出内容の分析結果について」

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/common/data/h27recallbunseki.pdf>

○子供用玩具/育児用品に関して CPSC が新たに 5 種類のフタル酸エステルの使用規制を決定

(2017 年 10 月 20 日 米国 CPSC)

CPSC (Consumer Products Safety Commission : 米国消費者製品安全委員会、以下「同委員会」) は、10 月 20 日、新たに以下の 5 種類のフタル酸エステルについて、全ての子供用玩具/育児用品 (*) に 0.1%以上含まれてはならないとする決定を行ったことを発表しました。

- ・フタル酸ジイソノニル (diisononyl phthalate : DINP)
- ・フタル酸ジアミル (di-n-pentyl phthalate : DPENP)
- ・フタル酸ジヘキシル (di-n-hexyl phthalate : DHEXP)
- ・フタル酸ジシクロヘキシル (dicyclohexyl phthalate : DCHP)
- ・フタル酸ジイソブチル (diisobutyl phthalate : DIBP)

既に CPSIA (Consumer Product Safety Improvement Act : 消費者製品安全改善法) より規制されていた以下の 3 種に加え、計 8 種類のフタル酸エステルが規制の対象となりました。

- ・フタル酸ビス (2 エチルヘキシル) (di-(2-ethylhexyl)phthalate : DEHP)
- ・フタル酸ジブチル (dibutyl phthalate : DBP)
- ・フタル酸ベンジルブチル (benzyl butyl phthalate : BBP)

一方、これまで CPSIA により「口に入る可能性のある子供用玩具/育児用品」に限定して 0.1%以上含有されることを暫定的に禁じられていたフタル酸ジ-n-オクチル (di-n-octyl phthalate : DNOP) およびフタル酸ジイソデシル (diisodecyl phthalate : DIDP) については、健康被害を生じさせるリスクが小さいことが判明したため規制の対象から外されました。

なお、今回の規制強化は、5 名の委員のうち賛成 3、反対 2 の投票結果により決定されたと報じられています。同委員会の委員長は、フタル酸ジイソノニルを、全ての子供用玩具/育児用品に使用することを禁止すると変更したことについて、決定が容易でなかったことに言及しています。

米国におけるフタル酸エステルの規制に関しては、最近様々な動きがあります。今回のような規制強化の動きがある一方で、本レポートの 2017 年度第 7 号で報告したように、CPSC が特定のプラスチック製品に限り、これまで事業者に求めていた第三者機関によるフタル酸エステルの含有量試験の実施を撤廃する規制緩和が決定したばかりです。本化学物質の規制動向につ

いて、事業者は今後も留意し、新たな法規制の導入に合わせて社内規程・基準を遅滞なく更新し、新たな製品の開発に反映するとともに、不適合品の市場流出の未然防止を図ることが求められているといえます。

(*) CPSIA による定義は次のとおり。

- ・ 子供用玩具：製造事業者が、12 歳以下の子供が遊ぶために使用することを想定して製造した製品
- ・ 育児用品：製造事業者が、3 歳以下の子供の睡眠、食事、吸乳、歯の成長等の補助と使用されることを想定して製造した製品

出所：

本プレスリリース

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2018/CPSC-Prohibits-Certain-Phthalates-in-Childrens-Toys-and-Child-Care-Products>

委員長の声明

<https://www.cpsc.gov/About-CPSC/Chairman/Buerkle-Biography/statements>

○ACCC が 2016 年～2017 年度版の年次報告書を公表

(2017 年 10 月 24 日 オーストラリア ACCC)

ACCC (Australian Competition & Consumer Commission：オーストラリア競争・消費者委員会 (*1) 以下「同委員会」) は、10 月 24 日、ホームページ上に、2016 年 7 月～2017 年 6 月 ((*2) 以下「昨年度」) の年次報告書を公開しました。

年次報告書にある同委員会による消費生活用製品の安全確保に関わる活動報告の概要を以下に紹介します (各章の構成や内容については、弊社が修正や省略を行っています)。

1. 自主リコールの促進

昨年度は 592 件の自主リコールが実施され、その内訳は、一般消費者用製品が 264 件、自動車 240 件、食品が 52 件、健康器具関係が 36 件でした。

事業者から届出されたリコール情報は、同委員会の製品安全ウェブサイトを通じて各種 SNS に展開されるようになっていきます。昨年度は、ある子供用衣類のリコール情報がもっとも広く伝達され、834,140 人の消費者に伝わった ("re-posting") ことが確認できたとしています。2 番目に多かったのは自動車リコールの 467,486 人、3 番目は小型冷蔵庫の 326,403 人であったとのことです。

昨年度、同委員会は「届出されたリコール事案の法的な文言の確認・修正を行い、出来るだけ早く消費者に公表する」という目標を設定していましたが、今年度は、「消費者にリコール対象品をそのまま使い続けるリスクを理解してもらうことにより重点を置き、事業者とともに効果的な文言の検討・修正を行ったうえで公表すること」を目標とするとのことです。

2. 重大製品事故報告の収集

同委員会は、過去 6 年間では平均して約 2,600 件の報告を受理していますが、昨年度は 3,007 件の報告を受理したことが報告されています。

3. 消費生活用製品の安全規格の改訂と策定

同委員会は、消費生活用製品の安全規格の改訂や新たな策定について、連邦政府に勧告を

行う役割を与えられています。このために関係法規制を定期的に見直し、その有効性を確認すると共に、必要に応じて関係者（業界、消費者団体、研究機関、行政等）と協力の上で、経済や消費者に与える影響を考慮しながら今後の方針を決定しています。昨年度は次のような実績を上げています。

（１）アルコール燃料を使用する室内照明器具の暫定的な使用禁止

室内の雰囲気作りに使用される、アルコール燃料を使用する照明器具について、特に使用したまま燃料補給をした際に燃料に引火して、使用者の火傷や家屋の火災のリスクが大きいため、一部の製品を除き暫定的に使用の禁止を決定しました。

（２）安全規格の見直し

以下の品目について安全規格の見直しを行いました。

- ・ 電動二輪車（Self balancing scooter）
- ・ 荷物固定用のストラップ
- ・ 可搬式のサッカーゴール
- ・ 子供用ナイトウェア
- ・ 乳児用おしゃぶり

４．事業者の違法行為と法的不適合製品の摘発

同委員会は、市場における ACL（Australian Consumer Law：オーストラリア消費者法）の遵守状況についての市場サーベイランスを実施しており、昨年度は 29 項目の基準・規制・製品分野について、小売業者、仲卸業者および通販事業者を対象に 1,263 件、実施し 8 品目について市場からの撤去を行うとともに、27 品目を法的不適合品としてリコールを行いました。

５．消費者に対する製品安全教育の展開

同委員会は、既に公表・実施されているリコールについての市場の認知度を高めるために、昨年度はフェイスブックとツイッターという二つの SNS を積極的に利用したことが報告されています。

フェイスブックには家庭用電線とボタン電池のリコールについて動画を掲載し、電線については 567,191 人、電池については 467,043 人がアクセスしたことを確認。

また、ツイッターを通じて展開したリコール情報については、利用者が、特にスマートフォンやエアバッグのリコールに興味を持っていることが確認できたと述べています。

同委員会がリコール対象品以外に消費者に安全確保のための注意を喚起している事案としては、「脚立使用における高齢者の事故」や「家具・テレビ転倒による子供の事故」等が挙げられています。

６．事業者の法令違反の摘発

報告書では、昨年度の法令違反の事例として以下の 2 例を紹介しています。

（１）子供用衣料

衣料品に求められている可燃性の警告表示が全くされていない、あるいは、不適切な表示がされた製品を製造・販売したとして衣料品製造事業者を摘発し、連邦裁判所は 500,000 豪ドル（約 4,500 万円）の罰金支払いを命令。

（２）タバコ

低延焼性の規格（Reduce Fire Risk Standard）に適合しないタバコを販売したとして 2 事業者を摘発し、不適合品のリコールを実施。1 社は山火事対策事業に対して 300,000 豪ドル（約 2,700 万円）を州政府に寄付。

(本件詳細については、本レポート 2016 年度第 10 号を参照ください。)

(※1) 同委員会は市場競争の確保と消費者の保護を目的に、企業の違法行為に関する審査や民事訴訟、企業合併の審査、特定の商品やサービスの価格の監視等を行う行政機関。

なお、同委員会は製品安全確保に関わる活動として、リスク・ベース・アプローチの手法を採用して、国内外の製品安全に関わる情報収集と収集した事案のリスク評価を行い、評価した事案のリスクの大きさにより、関係者（" stake holder"）に次のような対応を促している。

- ・製品の自主リコールを実施すること
- ・同委員会の製品安全ウェブサイト（" Product Safety Australia web site"） や SNS を利用して、消費者に製品のリスクについて注意喚起を行うこと
- ・製品仕様、梱包仕様、警告表示ラベルの内容等の変更を行うこと
- ・製品の調達と供給のプロセスにおいて安全を確保すること
- ・製品安全基準や禁止事項を見直すこと
- ・法令遵守状況を確認すること

(※2) オーストラリアの会計年度は 7 月～翌年 6 月。

出所：

本プレスリリース

<https://www.accc.gov.au/media-release/accc-releases-2016-17-annual-report>

以 上

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

【製品安全／PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全／PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL MASTER 代表的なメニュー例

- I. マネジメントシステム構築・運営**
 - 製品安全管理態勢に関する簡易評価
 - リスクアセスメント態勢の導入支援
- II. 製造物責任予防(PLP)対策**
 - 個別製品に関するリスクアセスメント
 - 指示警告に関する簡易評価
- III. 製造物責任防衛(PLD)対策**
 - PL事故対応マニュアルの策定
 - リコールに関する緊急時対応計画の策定
- IV. 教育・研修**
 - リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
 - PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング
- V. 調査研究・情報提供**
 - 判例・事故例の調査分析
 - 各国の生産物賠償法一覧の提供

INS&AD
© InterRisk Research Institute & Consulting, Inc. |

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研リスクマネジメント第三部危機管理・コンプライアンスグループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2017